

プログラム認証に係る特約

(特約適用者の範囲)

第 1 条 本特約は、オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会により定められた「プログラム認証基準」に基づきオフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会に対してプログラム認証に係る申請を行う者及びオフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会の決議によりプログラム認証を受けた者 (以下、「プログラム運営者」という。) に対して適用され、プログラム運営者は本特約を遵守する義務を持つ。

(プログラム運営者の義務)

第 2 条 プログラム運営者は、制度管理者である環境省の指示に応じて、当該プログラム運営者が運営する温室効果ガス排出削減・吸収量に関する認証制度 (以下、「プログラム」という。) に係る情報を制度管理者に対して提供すること。

2 プログラム運営者は、オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会により認証された当該プログラム運営者が運営するプログラムに基づき発行された排出削減量又は吸収クレジット (以下、「排出削減・吸収クレジット」という。) がオフセット・クレジット (J-VER) 登録簿システムにおいて管理されるにあたり、当該排出削減・吸収クレジットの発行を受けた事業者 (以下、「認証事業者」という。) がオフセット・クレジット (J-VER) 登録簿システム利用規程を遵守するための措置を講ずること。

3 プログラム運営者は、当該プログラム運営者が運営するプログラムに基づき発行された排出削減・吸収クレジットがオフセット・クレジット (J-VER) 登録簿システム以外のシステム等において管理されている場合、排出削減・吸収クレジットがオフセット・クレジット (J-VER) 登録簿システムに発行された際は、当該オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿システム以外のシステム等で管理される排出削減・吸収クレジットを無効化すること。

4 プログラム運営者は、オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿システムにおいて管理される排出削減・吸収クレジットについて、当該プログラム運営者の名称等を冠して呼称すること等により、当該排出削減・吸収クレジットがオフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会が発行するオフセット・クレジット (J-VER) と同一であるとの誤解を招くことを回避するための措置を講ずること。

(プログラム認証における違約事象)

第 3 条 本特約においては、以下の各号に掲げる事象を違約事象として取り扱う。

- (1) プログラム運営者が、制度管理者の指示に応じず、当該プログラム運営者が運営するプログラムに係る情報を制度管理者に対して提供しない場合。
- (2) プログラム運営者が、当該プログラム運営者が運営するプログラムに基づき発行さ

れた排出削減・吸収クレジットがオフセット・クレジット（J-VER）登録簿システムにおいて管理されるにあたり、認証事業者がオフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム利用規程を遵守するための措置を講じていない場合。

- (3) プログラム運営者が、当該プログラム運営者が運営するプログラムに基づき発行された排出削減・吸収クレジットがオフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム以外のシステム等において管理されているにも関わらず、当該プログラム運営者が運営するプログラムに基づき発行された排出削減・吸収クレジットがオフセット・クレジット（J-VER）登録簿システムにおいて発行された際に、当該オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム以外のシステム等において管理される排出削減・吸収クレジットを無効化しなかった場合。
- (4) プログラム運営者が、オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システムにおいて管理された排出削減・吸収クレジットがオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会が発行するオフセット・クレジット（J-VER）と同一であるとの誤解を招くことを回避するための措置を講ずることを怠った場合。

（違約時の措置）

第 4 条 前条に掲げる違約事象が生じた場合には、制度管理者は、当該違約事象に係るプログラム認証の申請の却下及びプログラム認証の取消をただちに行うことができる。この場合、制度管理者は、違約事象を発生させたプログラム運営者が、事象発生以降に、新たにプログラム認証申請を行うことを拒絶することができ、プログラム運営者は予めこれに同意する。

（制度の変更に係る通知）

第 5 条 制度管理者は、基本文書に変更等があった場合には、プログラム運営者に対して遅滞なくその旨を通知することとする。

（免責事項）

第 6 条 プログラム運営者が運営するプログラムにおいて排出削減・吸収クレジットの認証等に係る瑕疵があった場合及び第 4 条の規程に基づくプログラム認証の取消に伴い何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全てプログラム運営者の責任で対処しなければならないこととし、プログラム運営者は、環境省、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会及び気候変動対策認証センターに対して一切の責任分担を求めないものとする。